

# 『明月記』の記事作成に関する一考察

——自筆本正治元年二月一六日、一七日程を例に——

藤 川 功 和

はじめに

『明月記』には、冷泉家本をはじめ、各地に多くの自筆原本乃至自筆断簡が存している。『明月記』は従来明治四四年に刊行された国書刊行会本が活字本として長く利用されてきたが、国書刊行会本はその凡例にもみられるごとく主に写本を底本としており、自筆本と比して本文異同も多く存する。現在刊行中の「冷泉家時雨亭叢書明月記」(以下、「時雨亭叢書」と略す)一の解題には以下のような指摘がある。

(資料1)「時雨亭叢書」一・解題・二

第一に指摘できるのは、多くの活字本の誤りを正すだけでなく、そこから脱落した記事を拾うことができること、また改行や補訂のあり方、注記の記し方など自筆本ならではの多くの知識が見が得られることである。

今後は自筆本で確認し得る記事は活字本との比較が必要であるこ

とは言うまでもなく、もう一方で解題にも指摘されているように、「改行や補訂のあり方、注記の記し方など自筆本ならではの多くの知見」自体の研究もさらに進める必要がある。

一 自筆本『明月記』の書き入れ

(資料2) 分類枠とその具体例——建久七年記を例に——

1、墨み消しによる修正

答承了由之原係■之原係結之原係〈四・二四〉

穢氣之原係■有恐〈六・一四〉

2、見せけち

時本係天晴 〈五・五〉

3、行間に補入

此此謂大將大將此謂大將殿職事等着後座尋射手各  
遅参云々〈五・五〉

4、補入符号を付しての補入

後聞焼火・六角左衛門督墓所堂焼亡了云々〈四・一四〉

5、頭書

可除服出仕由頼被仰仍不扨日次今日除

服了〈四・一五〉

6、上書きによる字の修正

楽尽悲来人界之習／可悲〈四・一五〉

\*◇は日付を指す。上書きによる修正の認められる字については

左傍に×を付し、元の字が判読できる場合は×下の○内に示した。

自筆本には多くの修正・加筆・補記・抹消の類を目にすることができる。いまそれらを一括して「書き入れ」と私に呼ぶことにする。それらがどのような形で記述されているのか、例えば「時雨亭叢書」一所収の建久七年(二元)記をもとに、その具体例を(資料2)に示してみた。

書き入れは、記主が一旦記した記事に何らかの訂正・修正・加筆の必要を感じた場合に加えられる作業である。言い換えれば、訂正修正の後を辿ることで、記主がどのような経路で記事を最終的に記述し終えたのか、その日記作成の実態の一面をも検証し得るのである。

また、6の例では定家は二つの字の上に「悲」字を上書き、修正している。現段階では「悲」字の下に最初どういった文字が記されていたのか判然としないが、この「楽尽悲来」が『和漢朗詠集』にもみえる文言であることを考えると、最初間違えて覚えていた詩句を後に訂正したのとも考えられ、この頃の定家の漢詩句に対する親近を計る材料となるのかもしれない。

これら自筆本の書き入れの様態まで忠実に活字化しようとの試みは、辻彦三郎氏校訂の史料纂集本『明月記』において初めてなされたが、「時雨亭叢書」刊行以前ということもあり、例えば(資料2)で取りあげた建久七年四五月記は、現在では「時雨亭叢書」一に自筆本をみるができるのだが、纂集本では内閣文庫本が底本と

して用いられている。

現在刊行されている活字本は、底本の多くを写本によっているため、これら書き入れの類の実態を十全に知ることは出来ない。言い換えれば、自筆本から書写される段階において補訂の過程とその認定が割愛され、訂正後の本文のみが尊重され書写されたからに他ならない。しかし(資料2)にあげた数例をみただけでも、定家が自分の日記をいかに丹念に見返し、その都度不十分と思われる箇所について手を入れていったのが伺えるのであり、(資料2)の解題に指摘がある如く、書き入れ自体の調査にも十分な意義が認められるのである。

稿者は、現在「時雨亭叢書」中の書き入れを刊行順に継続して調査しており、その体系だてたものは今後まとまった形で発表したいと考えている。本稿では現段階で発見した事例を取りあげ、書き入れから見た自筆本の一面を述べてみたい。

## 二 自筆本正治元年二月一六日、一七日条

この項では、書き入れや字間に注目することで活字本に訂正を加えるとともに、記事作成の手順についても検討を加えてみたい。例として正治元年(二元)二月一六、一七日条を取りあげる。まず自筆本の両日条を私に翻刻するとともに、自筆本正治元年二月日記全体の所見として、(資料4)に前掲解題の一部を抜粋した。

(資料3) 自筆本正治元年二月一六日、一七日条

十六日、朝雨降、月蝕有驗之由歟、其後漸止、早旦參八条院、

午時許退出、雨漸止、向少納言許、子息大夫加首（十七日）服云々、聊依有相示事行向、即還廬、

參上、小時御法性寺獻顯璣輪云々納給、秉燭以

後還御退下、知光少將俄入來、即相逢、尽

心事飯云々、

（8紙）

今夜第三皇子親王宣旨并御魚食事（十七日）

後聞粗記之、

左右内三亞相參内、着伏座、親王宣旨了、進弓場列拜、

左右並相即參院給、執柄着殿上、初獻、仲經朝臣持參盃、不取持弓退去、

兵衛佐家御取瓶子、殿下取盃、不敬仰左右、默然之間、赤頼卿召返仲經、

還來寄宗御座下、更訓其儀、取弓盃流巡了、殿下起給、其後三獻、

依後白川院例無御遊云々、魚盃了、左大臣殿又令參内給、於伏座頭權大夫

仰殿上別當兵仗事云々、別當上御下直旨云々、

昨日兩親王宣旨、二宮長仁親王（家朝）、三宮守成親王（家朝）

十七日、天晴、此事極荒說也、借記之、

未時許參上、依兵仗御慶、人々多參云々、

御隨身事未有一定、或云、自院可被定仰云々、

酉時許殿下御法性寺、大臣殿又還御、

漸雨降、

秉燭以後俄還御、今夜有御宿儀、仍与有家朝臣

能季朝臣三人同車、馬各所返還之、

復雨、退下、

傍線部の指摘にある如く、正治元年記全体は文書の裏に記したそれその記事を、後に日付順に貼り継いだものらしい。

（資料4）解題・四・第四正治元年一二月記【全体の所見】

（1）文書を貼り継いで料紙が作られているが、紙の大きさは

不揃い。1紙と2紙では同じ四日条でも書きぶりが異なる。記

事は紙継ぎ目を避けており、文書の裏に書いた記事を後に貼り

継いだ可能性が高い。第二の建久七年四月記が予め料紙が作ら

れて、そこに記事が記されているとは違つう。

また、五味文彦氏は「紙背から『明月記』を読む」の中で、『明

月記』の紙背文書を詳細に検討された上で、「時雨亭文庫所蔵の建仁

三年以前の『明月記』の相当な部分は清書本ではなく、日記が付け

られたその時のままの姿がある濃く残っている原本に近いもの」と

指摘されている。本稿で検討する記事についても、正治元年当時に

文書の裏に記されたものとした上で、以下記事内容も含めた検討に

移る。

三 一六日条作成過程の推定

まずこの一六日条と一七日条の記事内容をみてみよう。一六日条

は丁度8紙と9紙を境にして記事の内容が大別される。8紙の方

は早旦から諸所に参向した由が粗々記されている。一方、9紙の方

には二宮長仁、三宮守成兩皇子の親王宣旨の子細が記されている。二宮長仁親王は後鳥羽院第二皇子。建久七年十月一六日に坊門信清

女の子として生まれ、この日親王宣下。後、建仁元年(三〇二)一月に仁和寺御室道法親王へ入室する。一方、三宮守成親王は建久八年(二七)九月十日誕生。母は藤原範季女。この日親王宣下をうけた。後の順徳天皇である。

では具体的にこの一六日条の記述は、どのような過程を経て現在自筆本にみられる形になったのであろうか。まず8紙の一六日条だが、これは一六日当日に記したものであろう。

次の「今夜第三皇子親王宣旨并御魚食事云々」であるが、これも基本的には一六日当日に記された記事と考えられる。その事を裏付ける証拠として「今夜」「第三皇子親王宣旨」という文言及び、「御魚食事云々」に対する上書きや補筆があげられる。

「今夜」という文言を素直に捉えれば、この一文は一六日に記されたものと考えるのが妥当であろう。また、「第三皇子」とのみ記している点は、これに先立つ一四日条で「明後日第三皇子御魚食并親王宣旨云々、雑人云、可有立太子云々」と、当初は守成のみ親王宣旨があるという風聞であったことと呼応しているよう。

さらに、活字本は「御魚食事云々」となっているが、自筆本をみると当初「魚食給」と記していた所を後に「魚食事」と上書きし、かつ「御」「云々」を補記していることがわかる。

先述したように、定家自身一六日の時点では、「第三皇子」のみ親王宣旨があるという風聞をすっかり信じ込んでいたようである。そのことは、一六日の時点に記したと思われる「今夜第三皇子」の

一文に、「第三皇子」とのみあることから何える。しかし後日定家が聞いた情報では第二皇子も合わせての親王宣旨だったので、「魚食給」を「魚食事」と修正し、さらに「御」「云々」を補記し、第三皇子親王宣旨が一六日の時点では不確定な風聞であったように改めたのであろう。

さて、この後は「後聞粗記之」とあることから、以下の記事がこの親王宣旨の様子を後日第三者から得た情報をもとに記したものであることは間違いあるまい。「後聞」の一文が一字下げになっているのも後の補記であることを明示していると思われる。

「左右内三」以下の親王宣旨の記事であるが、字の大きさが小さく、またかなり行間を詰めて記されていることがわかる。こうした状況から、おそらくこの細字の箇所全体は、あらかじめ空欄を空けて記した一七日条との間に、後日補記されたものと推測されるのである。定家は「今夜第三皇子親王宣旨并魚食給」と記したものの、その日の内には親王宣旨の情報を手に入れることが出来なかった。そこで定家は翌日にまず一七日条の記事を記したのである。その際、親王宣旨の情報を記す空欄をある程度空けた上で、一七日条を記したのであろう。そして一七日条を記し終え、いつの時点かは不明だが、親王宣旨の次第に関する情報を得た後に、空欄に親王宣旨の次第を記したと思われる。しかし当初予想していたよりも記すべき記述が多かったため、最後の方は特に細字で窮屈な形になってしまったのであろう。

以上は自筆本の字の大きさや書き入れの様態からみた私の推測であるが、これらの推測を裏付ける手掛かりは同日記の他の書き入れにもみられる。

例えば、「十七日天晴」の真下に記された「此事極荒説也、借記之」という一文に注目してみよう。この一文は活字本では一七日程の冒頭部に組み入れられているが、自筆本で当該文をその直前の行と見比べてみると、字の濃さや墨の付き具合が異なっている。また、一見すると「天晴」の真下に記されたように思われる点についても、よくみると細字の最文末「勅別当宗頼卿云々」と、一七日程の「人多参云々」の行間を縫うようにしてこの一文が記されていることに気付かされる。文脈からいっても、活字本のように「天晴」の後に「此事」と、指示代名詞での書き出しも不自然である。「此事」とあるからには直前に何らかの話題が記されるべきであろう。さらに活字本では「供記之」とする箇所は、自筆本では「借記之」と判読しうる。つまり「此事極荒説也、借記之」の一文は、一旦細字で親王宣旨の様子を記した定家が行間の僅かな隙間を利用して、この親王宣旨の記事全体に対する総括及び親王宣旨の子細に関する情報の入手経路とを注記したと考えられるのである。

これまでの検証から、記事作成の過程を表にしてみよう。

【一六、一七日程の記述過程】

8 紙に一六日程を記す。

9 紙冒頭に「今夜第三皇子親王宣旨并魚食給」と記し、後に教行分の空白を用意。

←  
一七日程を記述。

←  
後日、親王宣旨の記録を得て、空白に親王宣旨の次第を記す。

←  
9 紙冒頭「魚食給」を「魚食事」と上書き修正し、「御」「云々」を補記。

←  
「此事極荒説也、借記之」を親王宣旨と一七日程との行間に補記。

←  
一二月記作成の際頭書を補記か。その際、当初「第三皇子親王宣旨事」と記していたが誤りに気づき、「第三皇子」は抹消したと思われる。

←  
結びにかえて——書き入れからみた定家——

正治元年一二月一六、一七両日程の自筆本の書き入れを材料に記事の作成過程を推定してみた。これらの推測そのものが妥当かどうかは別にしても、この親王宣旨に関する情報を定家がいかによく書き留めようとしたのかは、特に一六日程に集中する書き入れの多さからも推察されよう。定家がこのように繰り返し親王宣旨の次第を注意深く記したのは、一四日程に「雑人云、可有立太子云々」とあるように立太子の件も絡んでいたからだと思われる。この時既に後

鳥羽天皇は上皇となっており、土御門帝の御代にあった。次期帝が誰になるかは一官人として定家の最も気になるところであったのであろう。

従来自筆本の補記や加筆については、特に辻彦三郎氏による治承四五年(二六〇、八一)記の考察が著名である。しかし治承四五年記に限らず、修正加筆が繰り返行われていたことは、「時雨亭叢書」を概観しただけで十分に見取れる事象である。今後はそれらを丹念に調査することによって、今回のような自筆本の記事作成過程の検証や、さらには注記・補記を施したその時々<sup>⑤</sup>の定家の意図も探れるのではないだろうか。

以上、気づいた事例について粗々を述べた。今回は、取り扱った記事の紙背文書に関しては全く言及できなかった。また、親王宣旨のニュースソースをどのようにして確保したのかも興味深い検討課題である。さらに、上書き修正について判読を試みた文字についても不安が残り、課題は山積しているが、書き入れを辿ることによっての新たな発見もまた少なくない<sup>⑥</sup>と現時点で感じている。今後さらに詳細な検討を重ねていきたい。

〔注〕

(1) 五味文彦、藤本孝一両氏執筆、美川圭氏補佐。(平5)。

(2) 『文学』第六巻第四号(平7・10)初出、『明月記の史料学』

(平12 青史出版)第二明月記の史料学 二紙背から『明月記』

を採る所収。

(3) 正治二年正月二月記8紙終わりから五行目等の「給」の字体から判読したが、再考の余地がある。

(4) この点について「時雨亭叢書」一解題にも同様な指摘がある。

○解題・四・第四正治元年二月記【各紙の所見】

9紙 前紙とは調子が違うようである。親王宣旨の記事が細がい字で書かれている。墨消しあり。紙背は仮名消息で、「九条とのへ」とある。

(5) 正治二年(二〇〇)正月一日条の「供」字(4紙五行目及び六行目、15紙一七行目)、同正月五日条の「借」字(15紙一五行目及び一七行目)等の字体を傍証に、当該箇所を「借」と判読した。

(6) まず考えられるのは、親王宣旨の儀式に参加した者であるが、「借記之」という表現からすると、定家と身分的に近い者と推察される。例えば、建久九年(二二八)正月に九条兼実から「資房卿記」を借りた時には、「今日自殿給資房卿記七卷」(二二五)と記されている。

〔付記〕

翻字本文は句読点を私に付した箇所がある。また、翻字、引用本文共に現行の活字体に改め、適宜傍線傍点を付した。

——ふじかわ・よしかず、鈴峯女子短期大学非常勤講師——